

和歌山県森林環境譲与税活用基金事業の概要

- 平成 31 年 3 月 森林吸収源対策に係る森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、第 198 回国会にて「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立。
- 平成 31 年 3 月 「和歌山県森林環境譲与税活用基金の設置、管理及び処分に関する条例」の公布に伴い、「和歌山県森林環境譲与税活用基金」を設置。
- 平成 31 年 4 月 「和歌山県森林環境譲与税活用基金」を活用した事業を開始。
- 市町村、都道府県への森林環境譲与税の譲与は平成 31 年度（令和元年度）から開始。（森林環境税の徴収は令和 6 年度から開始）
- 市町村は間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に活用。
- 都道府県は森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に活用。

<『和歌山県森林環境譲与税活用基金事業』の概要>

- 個人住民税均等割の枠組を用いて、国税として市町村が賦課徴収（令和 6 年度から）
 - ・年額 1,000 円
- 年間税収見込 約 600 億円（全国計）

森林環境税（R6 から）

森林環境譲与税（R1 から）

※譲与基準

- ・私有林人工林（5 割）
- ・林業就業者数（2 割）
- ・人口（3 割）

市町村へ譲与

都道府県へ譲与

和歌山県森林環境譲与税活用基金に積立

『和歌山県森林環境譲与税活用基金事業』を実施